

## 開成町生活支援体制整備事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下単に「事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業は、町長が実施するものとする。ただし、他に適切に事業を実施することができる町長が特に認めた者については、当該事業の全部又は一部を委託することができる。

### (事業内容)

第3条 町長は、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化のため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

(2) 開成町生活支援サービス推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営

### (コーディネーター)

第4条 コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援サービス等」という。）の体制整備を推進していくため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める取組みを行うものとする。

(1) 資源開発 地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成及び高齢者が担い手として活動する場づくり

(2) ネットワーク構築 関係者間の情報共有及びサービス提供主体の連携体制づくり

(3) ニーズとサービスのマッチング 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

### (コーディネーターの資格及び要件)

第5条 コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援サービス等の提供実績のあるもの又は中間支援を行う団体であつて、かつ、地域においてコーディネート機能を適切に担うことができるものとする。

### (推進会議)

第6条 町長は、生活支援サービスを担うNPO、社会福祉協議会等の多様な関係主体間の情報の共有・連携及び協働による資源開発を推進するために、推進会議を設置する。

(所掌事項)

第7条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域ニーズ及び地域資源の把握並びに情報の見える化の推進に関すること。
- (2) 企画、立案及び方針策定に関すること。
- (3) 地域づくりにおける意識の統一を図り、情報交換及び関係機関への働きかけに関すること。

(推進会議の構成員)

第8条 推進会議は、次に掲げる団体又は個人で構成する。

- (1) 地域包括支援センターの職員
- (2) コーディネーター
- (3) 地縁組織、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活サービスを担う事業を行う団体又は個人
- (4) その他町長が必要と認める団体の代表又は個人

(秘密保持)

第9条 コーディネーター及び推進会議構成員は、会議等において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 事業の庶務は、保健福祉部保険健康課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。